

令和5年度

財産管理業務監査結果報告書

伊豆の国市監査委員

1 監査の対象と目的

(1) 監査対象

伊豆の国市衛生センター「きよら江間」における施設管理等の状況について

(2) 監査の目的

伊豆の国市衛生センターは令和4年3月から稼働を開始し、市内個人住宅や集合住宅をはじめ、事業所など各施設において発生するし尿や浄化槽汚泥等の適切な処理に関する事業を円滑に実施するため、し尿等の処理に関する業務委託、その他関連する業務委託及び物品購入等に関する契約が締結されている。

このことから、し尿処理場としての機能を十分に発揮できるよう施設の管理、業務の安全管理の状況、適正な業務委託の遂行状況等を確認し、公衆衛生、公害対策・環境保全確保、その他公共の福祉の見地から支障なく事業が実施されているか、監査を行うものである。

2 実施日

令和5年6月2日（金） 午前9時19分～午前10時58分

3 対象部局

市民環境部 廃棄物対策課

4 監査場所

伊豆の国市衛生センター「きよら江間」（伊豆の国市南江間1809番地）

5 監査の方法

担当課に対し、新し尿処理施設の概要に関する資料や備品台帳、業務委託に関する契約資料等の提出を求め、これを基に総括的な審査を実施し、併せて、同施設において現地調査、書類審査及び関係職員に質問を行った。

6 監査の項目

監査対象選定の趣旨を踏まえて、次の項目を監査した。

- (1) 施設・設備の管理状態について
- (2) 業務委託の状況について
- (3) 備品の状況について
- (4) 非常時の対応について

(5) その他

7 監査委員

土屋 實 内田 隆久

8 監査に出席した者の職氏名

市民環境部	参 与	古 屋 和 義
市民環境部 廃棄物対策課	課 長	住 谷 友 樹
市民環境部 廃棄物対策課	主 査	渡 邊 勇 磨
市民環境部 廃棄物対策課	主 査	小 松 弘 仁

9 監査に出席した事務局の職氏名

監査委員事務局長 土屋 勝彦

10 監査の結果

伊豆の国市し尿処理場の所管課である市民環境部廃棄物対策課から提出された関係書類について、関係書類の審査及び関係職員からの説明聴取と、伊豆の国市し尿処理場の現地調査により監査した限りにおいて、業務委託による施設の管理運用に関する事務の執行については、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認めた。

なお、項目ごとの監査結果は次のとおりである。

(1) 施設・設備の管理状態について

令和4年3月から稼働を開始したため、施設自体の損傷は見受けられなかった。また、敷地の管理状態及び設備について確認した結果、概ね良好であった。今後も適切な施設の維持管理を実施されたい。

(2) 業務委託に関する契約状況について

入札から契約までの一連の事務処理において特に問題はなく、長期継続契約等により、安定した業務運営が図られていることが確認できた。

施設の運転管理業務委託は、県内外を問わず、企業が応札した実績を確認した。今後も、業務実態や各種法律等に即した契約を実施されたい。

(3) 業務委託の実績報告について

受託者における業務委託仕様書の的確な実行では、仕様書に記載された業務内容に基づき、受託者による日報や月報等の提出がされていることを確認した。

施設の稼働に伴う設備の突発的な警報発報への対応や、小修繕の発生など、報告事項として市に報告されていることを確認した。

受託者は、配置する作業員に対し、施設の円滑な操業に必要な教育と指導を随時社内において実施している報告があった。これを、より確実に行うよう、市に対する日報や月報内へ教育指導の実施報告を追記することも検討されたい。

(4) 備品の状況について

備品については、新し尿処理施設稼働時に購入したものがほとんどであり、備品台帳に基づき、登録シールが貼られていることが現地で確認することができた。

今後も、定期的に現物を確認し、備品台帳の加除等、適正な備品管理を実施されたい。

(5) 非常時の対応について

非常時におけるマニュアルについて、火災、風水害、地震についてそれぞれ整備されており、訓練も実施されていることを確認した。

施設の実態に即し、火災報知機や危険物取扱者の選任は必要ないものの火災については、初期消火の迅速な対応に備え、訓練回数を重ね実施されたい。

(6) その他

今後、公共下水道供用開始区域の拡張や人口減少により、し尿の量が減少することが想定される。

については、衛生センター施設の稼働に対する事業の見直しを、的確な時期に行うことを願う。

また、衛生センター施設の稼働に伴う地元区協議会への説明を定期的に行っていることは理解したが、地元との対話を実施し、事故防止及び公害防止に継続して努められたい。